

介護老人保健施設 高齢者ケアセンターゆらぎ

施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人財団新生会が開設する介護老人保健施設 高齢者ケアセンターゆらぎ(以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施にあたっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 当施設職員は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護、医学的管理下における介護、必要な医療、機能訓練及び日常生活の世話をを行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

5 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、当施設職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 高齢者ケアセンターゆらぎ
- (2) 開設年月日 平成12年2月25日
- (3) 所在地 埼玉県さいたま市西区西遊馬1556-1
- (4) 電話番号 048-626-0660 FAX 番号048-626-0670
- (5) 管理者名 高昌 伸吉
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1150380048号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|--------------|--------|
| (1) 管理者(施設長) | 1人 |
| (2) 副施設長 | 1人 |
| (3) 医師 | 1人以上 |
| (4) 薬剤師 | 0.3人以上 |
| (5) 看護・介護職員 | 34人以上 |

(うち 2/7 看護職員、5/7 介護職員が基準)

- | | | |
|------|-------------------|------|
| (6) | 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1人以上 |
| (8) | 音楽療法士 | 必要数 |
| (9) | 管理栄養士 | 1人以上 |
| (10) | 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (11) | 事務職員 | 必要数 |
| (12) | 運転手 | 必要数 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 副施設長は、施設長を補佐し介護老人保健施設に携わる従業員の管理、指導を行う。
- (3) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (4) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行う。
- (5) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (6) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (7) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る。
- (8) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (9) 音楽療法士は、利用者に対し音楽療法を行う。
- (10) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (11) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (12) 事務職員は、必要な事務業務を行う。
- (13) 運転手は、利用者の送迎を中心とする運転業務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、100人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

2 入所の対象者は、心身の状況、病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療等が必要と認められる者とする。

3 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、以下の点に留意して提供する。

ア 入所者の心身の状況、病状、その他置かれている環境等に照らし、居宅での日常生活が可能かどうか定期的に検討する。

イ 要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養を行う。

ウ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等に

について、理解しやすいように説明を行う。

エ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

オ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上の入浴又は清拭を行う。又、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

カ 栄養、入所者の身体状況、病状、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

キ 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費、食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、及び私物の洗濯代、日常生活費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等の利用料を、別に定める利用料金により支払いを受ける。
- (3) 国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の「食費」及び「居住費」の自己負担額については、「介護保険負担限度額認定証」に記載された額とする。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 13 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- ・ 火気の取り扱いに注意すること。
- ・ けんか、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の活動・勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ その他管理上必要な指示に従うこと。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務課責任者を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6) 当施設は、(5) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の質の確保)

第 17 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）

第18条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人財団新生会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第19条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- （1） 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2） 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3） 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- （4） 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第21条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

（その他運営に関する重要事項）

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人財団新生会理事長と施設管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成18年 4月 1日より施行する
平成23年 9月11日より施行する
平成25年 3月 1日より施行する
平成26年 5月11日より施行する
平成27年 4月27日より施行する
平成27年 8月 1日より施行する
平成28年 4月 1日より施行する
平成30年 4月 1日より施行する
平成30年 6月 1日より施行する
令和 元年10月 1日より施行する
令和 2年 1月 1日より施行する
令和 3年 4月 1日より施行する
令和 4年 1月 1日より施行する
令和 6年 3月 1日より施行する